

事務事業の一元化について

事務事業一元化総括表

番号	事務事業名	ランク	調整区分	調整方針
1	議員報酬等			
2	政務調査費			
3	議会国際交流	C	合併時に統合	新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、合併時に相模原市の制度に統合する。
4	請願及び陳情	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
5	議会報の発行	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
6	本会議	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
7	常任委員会	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
8	特別委員会	C	速やかに統合	運営方法については、相模原市の制度に統合し、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。
9	議会運営委員会	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
10	任意の協議組織	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
11	委任専決事項	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
12	議会刊行物	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。

* 「1 議員報酬等」及び「2 政務調査費」のランク、調整区分、調整方針については、『「議会議員の定数及び任期の取扱い」と併せて調査、審議し、その結果により、合併協議会への協議事項とするか否かを検討する。』こととされている。

事務事業一元化調書

事務事業名							
1	議員報酬等						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課 題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬額 議長 : 779,000円/月 副議長 : 713,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 670,000円/月×44人 ○ 報酬支払日 : 毎月20日 <p>【期末手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給額 報酬月額に1.45を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 ○ 支給割合 6月期 100分の160 12月期 100分の170 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに旅費を支給する。 ○ 鉄道賃及び船賃、航空賃 運賃 ○ 車賃 運賃又は実費額 ○ 日当（1日につき） 派遣地域により日当を支給する。 甲地域 : 3,300円 乙地域 : 2,300円 丙地域 : 1,300円 ○ 宿泊料（1夜につき） 16,500円を上限とする。 <p>【議員年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市負担分 ・ 共済会市負担金 標準報酬月額(620,000円)×10.5/100×12月×46人 ・ 共済会事務負担金 13,000円/年×46人 	<p>【議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬額 議長 : 388,000円/月 副議長 : 312,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 284,000円/月×14人 ○ 報酬支払日 : 毎月16日 <p>【期末手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 ○ 支給割合 6月期 100分の245 12月期 100分の245 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 公務により公共交通機関を利用した場合に実費支給する。 (本会議、委員会に出席した場合の費用弁償の支給なし) ○ 日当（1日につき） 支給なし ○ 宿泊料（1夜につき） 15,000円 <p>【議員年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(280,000円)×11.0/100×12月×16人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×16人 	<p>【議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬額 議長 : 391,000円/月 副議長 : 314,000円/月 委員長 : 292,000円/月×4人（常任委員長・議会運営委員長） 副委員長 : 議員と同額 議員 : 287,000円/月×12人 ○ 報酬支払日 : 毎月16日 <p>【期末手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 ○ 支給割合 6月期 100分の230 12月期 100分の245 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。ただし、自動車その他交通用具を利用する場合は、自宅よりの片道距離の区分に応じて支給する。 ○ 日当（1日につき） 派遣地域により日当を支給する。 2,200円（津久井町、城山町、相模湖町、藤野町、愛川町、清川村及び山梨県道志村のうち月夜野地区を除く地域） ○ 宿泊料（1夜につき） 11,000円 <p>【議員年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(290,000円)×11.0/100×12月×18人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×18人 	<p>【議員報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬額 議長 : 351,500円/月 副議長 : 275,500円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 247,000円/月×10人 ○ 報酬支払日 : 毎月末 <p>【期末手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給額 報酬月額に1.15を乗じて得た額に支給割合を乗じた額から15パーセントを引いた額 ○ 支給割合 6月期 100分の210 12月期 100分の230 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。自動車その他交通用具を利用する場合も、自宅からの片道運賃の区分に応じて支給する。 ○ 日当 なし。 ただし、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。 ○ 宿泊料（1夜につき） 15,000円 <p>【議員年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(250,000円)×11.0/100×12月×12人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×12人 	報酬、期末手当の支給額・支払日及び費用弁償の支給額・対象が異なる。		

事務事業一元化調書

事務事業名						
2	政務調査費					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む） 又は会派に所属しない議員</p> <p>【交付額】 70,000円×12月×46人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年2回に分け（4月、10月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査活動費 ・研究研修費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・人件費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 市へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 城山町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）</p> <p>【交付額】 10,000円/12月×16人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 津久井町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）又は議員</p> <p>【交付額】 8,000円/12月×18人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	該当なし	交付額、交付時期が異なる町や実施していない町がある。	

(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 1市3町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	1市3町
人口(H12.10.1国勢調査)	605,561	23,036	30,345	10,896	669,838
法定上限数	56	26	26	22	56*
現行議員定数	46	16	18	12	92
現在議員数	46	16	18	12	92
任 期	H19.4.29	H19.5.7	H17.10.25	H19.12.31	-
議員1人あたりの人口	13,164	1,439	1,685	908	7,280

*は、地方自治法の定数（上限数）

2 議会の議員の定数及び在任に関する特例について

一般原則及び特例措置の内容

区 分	編入合併
地方自治法による一般原則	<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。</p> <p>法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。</p> <p>増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。</p>
合併特例法による特例	<p>定数特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。</p> <p>編入する市町村の議会の議員は在任する。</p> <p>この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。</p>
	<p>在任特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。</p> <p>在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、増員選挙をすることができる。</p>

3 議会議員の定数及び任期の取扱いに係わる想定例

ア 地方自治法による一般原則

- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施しない場合
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき

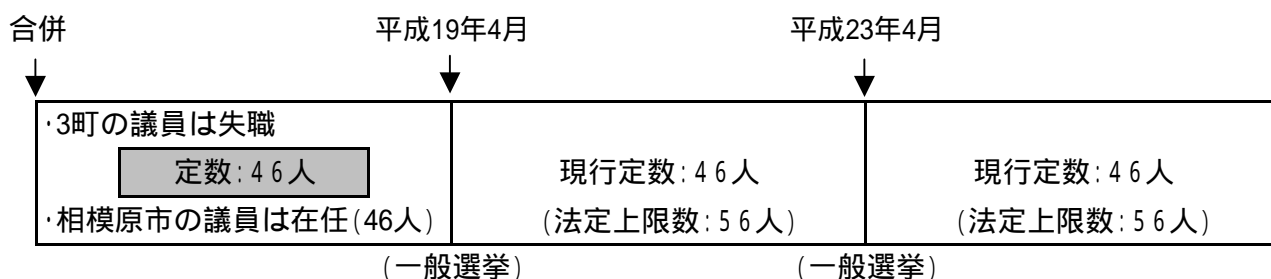
イ 合併特例法による特例

- 【想定例】 … 合併時のみに定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時のみに在任特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合

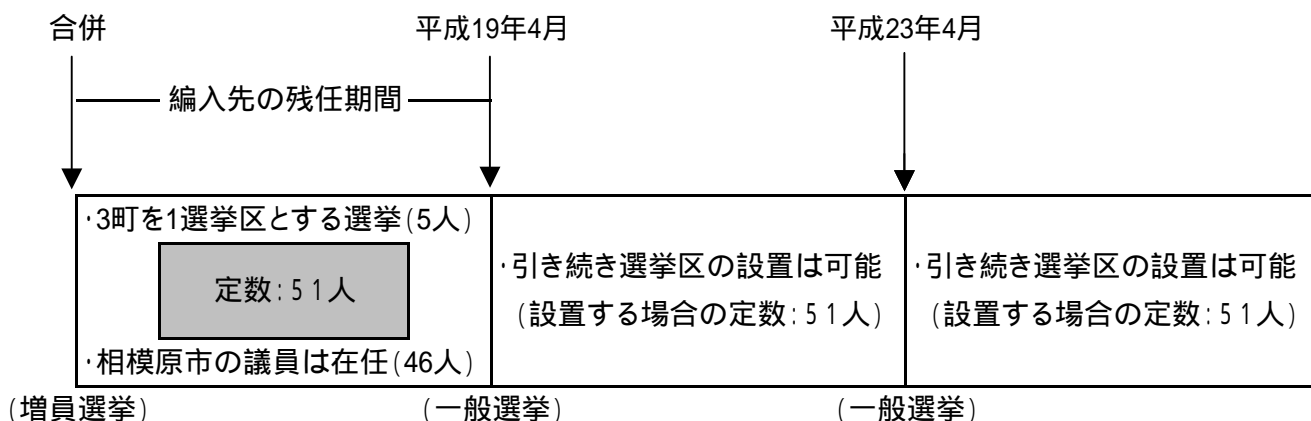
ア 地方自治法による一般原則

- ・ 編入する市町村の議会の議員の身分に変更はなく、編入され法人格が消滅する市町村の議会の議員は、全て失職となるのが原則である。
- ・ 法定上限数の範囲内(56人以内)で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。
- ・ 増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。

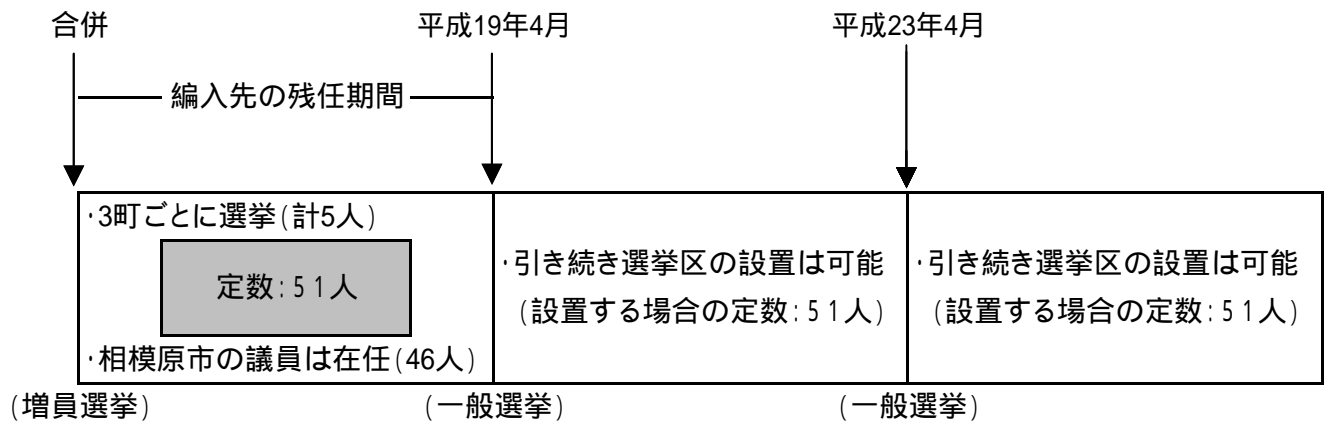
【想定例】 合併時に増員選挙を実施しない場合



【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき



【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき



選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定めなければならないが、合併時の増員選挙においては、人口に比例しないで定めることができる。

《3町ごとに増員選挙を行う場合の定数について》

(1) 人口に比例する場合

計算例(人口は平成12年国勢調査による)

編入する相模原市における議員一人当たりの市民数

$$605,561 \text{ 人(市民)} \div 46 \text{ 人(議員定数)} = 13,164.37 \text{ 人...係数 a}$$

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口/係数 a	1.75	2.31	0.83	4.88
定数(端数を四捨五入)	2 人	2 人	1 人	5 人

(2) 人口に比例しない場合

例:1 増員分を3町の人口に応じて配分する場合

増員分を10人とした場合の計算例(人口は平成12年国勢調査による)

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口比	35.8%	47.2%	17.0%	100.0%
増員上限数×人口比	3.58	4.72	1.70	10.00
ア 端数を四捨五入	4 人	5 人	2 人	11 人
イ 端数を切り捨て	3 人	4 人	1 人	8 人
ウ 端数を五捨六入	3 人	5 人	2 人	10 人
エ 構成比按分方式	3 人	5 人	2 人	10 人
オ 各選挙区に1人を配分し、残数を人口比で配分	4 人	4 人	2 人	10 人

不成立

例:2 その他

- ・ 3選挙区を合算して10人以内で定める。

イ 合併特例法による特例

- ・ 議員数の激減緩和や合併関係市町村の運営を円滑にすることを目的とした「合併特例法」における特例として、定数特例と在任特例がある。

- ・ 定数特例の算定式

$$\begin{array}{l} \text{編入する市の議員の条例定数} \\ \text{(相模原市 46人)} \end{array} \times \frac{\text{編入される町の人口}}{\text{編入する市の人口}} = \text{議員定数加算数}$$

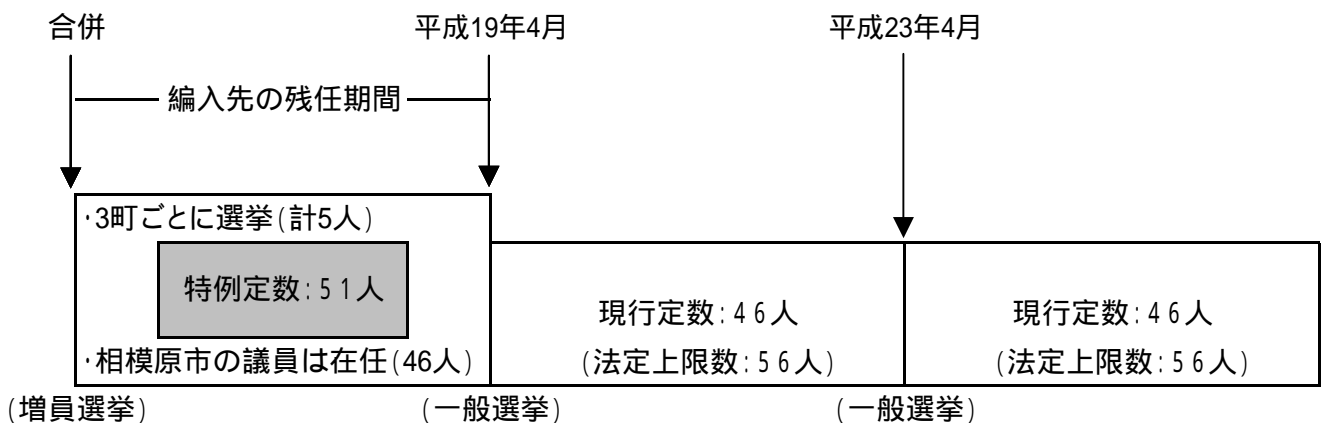
相模原市の人口: 605,561 人

- ・ 上記の計算式により、各町の議員定数加算数は次のとおり算出される。

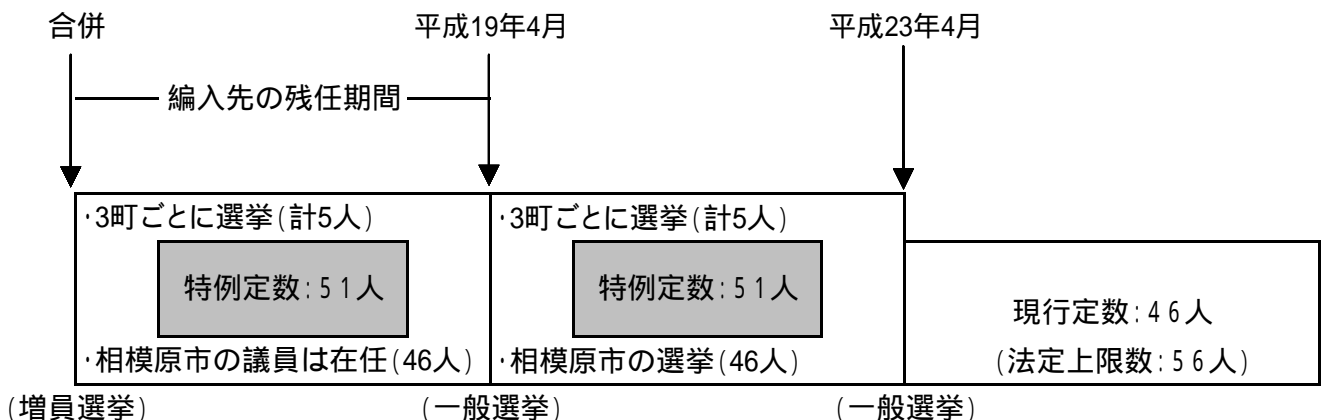
選挙区	城山町	津久井町	相模湖町
人口	23,036	30,345	10,896
算定結果	1.749	2.305	0.827
議員定数加算数	2人	2人	1人

(計5人)

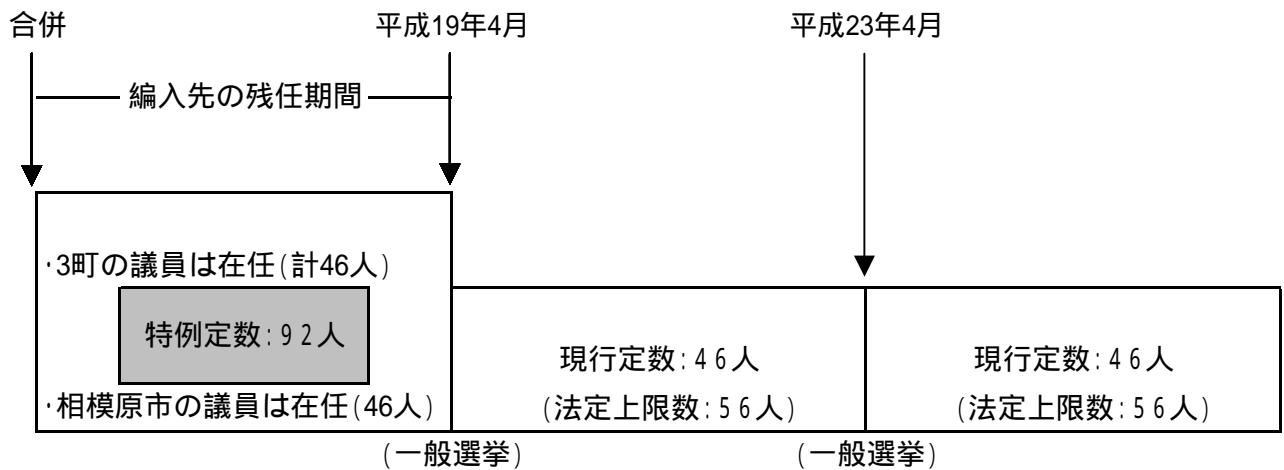
【想定例 Ⅰ】 合併時のみに定数特例を適用する場合



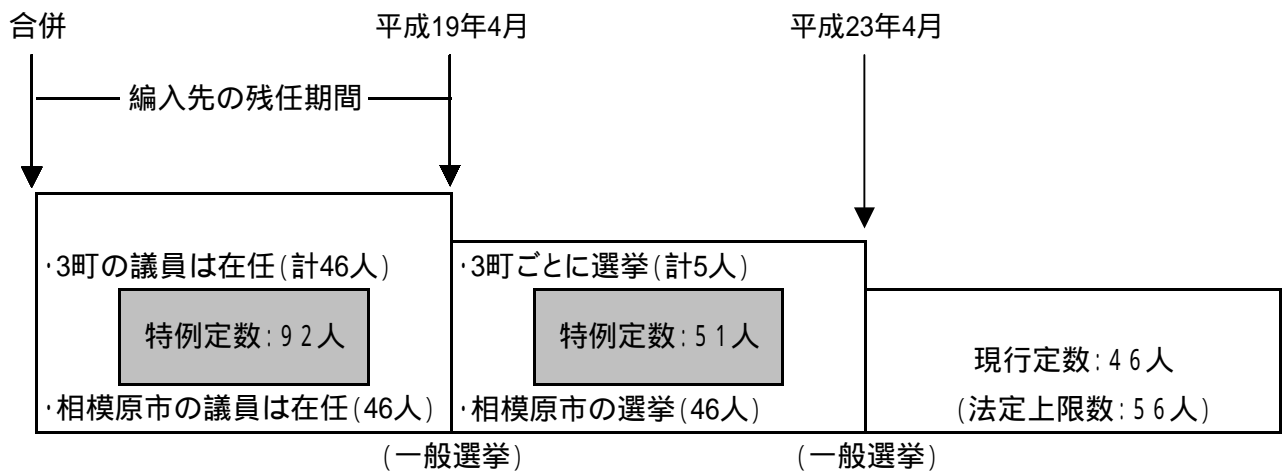
【想定例 Ⅱ】 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



【想定例】 合併時のみに在任特例を適用する場合



【想定例】 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



議会議員の定数及び任期の取扱いについて 関係法令

地方自治法（抜粋）

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人)

4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法(抜粋)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法施行令(抜粋)

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第五項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

(人口に比例しない議員の定数)

第九条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第六条

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（ $0 \cdot 5$ 人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、 $0 \cdot 5$ 人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が $0 \cdot 5$ 人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。